
淀川水系淀川右岸ブロックの河川整備の事業評価について

淀川水系淀川右岸ブロックの河川整備の
事業評価に対する主な意見と回答について（府民意見募集結果）

淀川水系淀川右岸ブロックにおける河川整備事業の建設事業評価に対する 府民意見募集について

◆意見募集期間：令和元年11月14日（木）から令和元年12月13日（金）

【ホームページ掲載】

大阪府

関係市

淀川水系淀川右岸ブロックにおける河川整備事業の建設事業評価に対する府民意見の募集について



更新日：令和元年11月14日

淀川水系淀川右岸ブロックにおける河川整備事業の建設事業評価に対する府民意見の募集について

大阪府では、建設事業の効率性及び実施過程の透明性の向上を図ることを目的として、建設事業の実施や継続の可否を判断する建設事業評価を実施しています。このうち、河川事業・ダム事業において一定の要件を満たす事前評価及び再評価にあたっては、学識経験者等で構成される「大阪府河川整備審議会」の意見を聴き、その意見を尊重して対応方針を決定します。同審議会においては、透明性の一層の向上のため、このたび、淀川水系淀川右岸ブロック(東樟尾川、樟尾川、芥川)の建設事業評価について、府民の皆様のご意見を募集します。なお、ご意見については、下記要綱に従い提出をお願いします。

また、本件は「大阪府パブリックコメント手続実施要綱」により実施が義務付けられている『パブリックコメント』ではなく、大阪府として現段階で広く府民の皆様のご意見をお伺いする必要があると判断し実施する『その他の意見等の募集』です。

対象事業名

淀川水系淀川右岸ブロックにおける河川整備事業の建設事業評価

1. 募集対象項目

淀川水系淀川右岸ブロック(東樟尾川、樟尾川、芥川)における河川整備事業の建設事業評価

〈建設事業評価調査〉[Wordファイル/42KB] / 〈建設事業評価調査〉[PDFファイル/402KB]

〈図面〉[PDFファイル/680KB] 〈淀川水系淀川右岸ブロックの河川整備の事業評価について〉[PDFファイル/25MB]

2. 募集期間

令和元年11月14日木曜日 から 令和元年12月13日金曜日
(募集期間内に必着のこと。)

高槻市
Takatsuki City

ホーム Home | 暮らしの情報 Life | ビジネス Business | 歴史・観光 History and sightseeing | 市政情報 Municipal government | 組織から探す Search organization

文字サイズ変更 標準 拡大 | キーワード検索 Google 検索 | 検索 | 背景色変更 白 黒 青

現在の位置 ホーム > 組織から探す > 都市創造部 > 下水河川企画課 > お知らせ

> 淀川水系淀川右岸ブロックの建設事業評価に対する府民意見の募集について

淀川水系淀川右岸ブロックの建設事業評価に対する府民意見の募集について

大阪府では、高槻市・島本町等を流域とする淀川水系右岸ブロックの建設事業評価について、府民の皆様のご意見を募集しています。

詳細については、下記(リンク)の大阪府のホームページ、茨木土木事務所、または、高槻市役所本館7階下水河川企画課前でご覧になれます。

募集期間

令和元年11月14日(木曜日)～令和元年12月13日(金曜日)



お知らせ

- 排水設備の無料点検を行う業者について
- グリーストラップの清掃について(お断り)
- 中央水みらいセンター

島本町
SHIMAMOTO TOWN
哀となにおが会うまち

暮らし・手続き Life・Procedure | 子育て・教育 Child care・Education | 健康・福祉 Health・Welfare | 防災安全・安心 Disaster prevention・Security・Safety | 観光・文化 Tourism・Culture | 行政情報 Administration information

現在のページ ホーム > 行政情報 > 各課の業務内容 > 都市創造部 > 都市整備課 > 河川 > 淀川水系淀川右岸ブロックの建設事業評価に対する府民意見の募集について

淀川水系淀川右岸ブロックの建設事業評価に対する府民意見の募集について

大阪府では、高槻市・島本町等を流域とする淀川水系淀川右岸ブロックの建設事業評価について、府民の皆様のご意見を募集します。

※流域1市1町(高槻市・島本町)のHPに掲載

淀川水系淀川右岸ブロックにおける河川整備事業の建設事業評価に対する府民意見募集について

◆意見募集期間：令和元年11月14日（木）から令和元年12月13日（金）

【図書の縦覧】

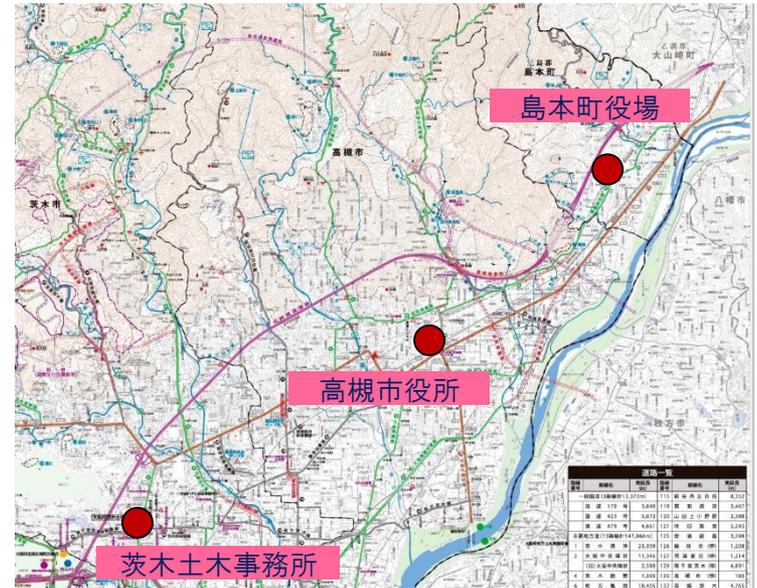
縦覧図書

- 第3回河川整備審議会資料（R1.11.11）
 - ・建設事業評価調書
 - ・淀川右岸ブロックの河川整備の事業評価について



縦覧場所

- 以下の5箇所
 - ・大阪府府政情報センター
 - ・大阪府都市整備部河川室
 - ・大阪府茨木土木事務所
 - ・高槻市 都市創造部 下水河川企画課
 - ・島本町 都市創造部 都市整備課



淀川水系淀川右岸ブロックにおける河川整備事業の建設事業評価に対する 主な意見と回答について

府民意見募集結果の概要

いただいたご意見の総数は3通
(意見書に複数意見が書かれたものをそれぞれ1件として算定)

項目	件数
1. 治水対策	1件
2. 河川環境整備	2件
3. 維持管理	2件
合計	5件

淀川水系淀川右岸ブロックにおける河川整備事業の建設事業評価に対する 主な意見と回答について

1. 治水対策に関するもの

いただいたご意見

河川整備の進捗について

昨今の気象状況から考えると、整備計画目標以上の降雨が全国各地で降っており、毎年のように洪水被害が発生しています。

これは、大阪府内においても例外ではないと思われます。

あらかじめ、気象変動による影響を踏まえた降雨も想定し、整備方針の再設定も必要となってくるかと思われますが、現在の河川整備はまだ整備途中であるため、まずは現在の整備計画にある整備を加速させる必要があると考えます。

いただいたご意見に対する
事業者の回答(案)

現在の河川整備計画に位置付けられている、当面の治水目標を早期に達成できるよう、5年毎の再評価結果も考慮しながら、着実に事業の進捗に努めます。

なお、地球温暖化に伴う気候変動の影響による、施設の能力を大幅に上回る外力（災害の原因となる豪雨、洪水、高潮等の自然現象）により水災害が発生する懸念が高まっています。

今後、国土交通省の「気候変動を踏まえた治水計画のあり方（提言）」を踏まえ、様々な事象を想定し対策を進めていくことが必要と認識しています。

また、施設規模を上回る降雨に対しては、河川改修だけで対応することが困難であるため、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表し、市町村のハザードマップ作成や更新を支援することで住民の避難行動を促すとともに、洪水リスクの高い地域における土地利用誘導など都市計画やまちづくりと一体となった洪水被害の軽減策にも取り組んでいきます。

淀川水系淀川右岸ブロックにおける河川整備事業の建設事業評価に対する 主な意見と回答について

2. 河川環境整備に関するもの ①

いただいた意見

①芥川かわまちづくり計画によって魚道が整備され、上下流の水生生物移動の連続性が確保され、天然アユが大阪湾～淀川～芥川の摂津峡付近まで遡上するようになりました。高槻市立自然博物館による魚道の遡上調査でも、アユを始め多くの種の遡上を確認しています。特に川島井堰、田刈用水井堰に設けられた石の魚道は、周辺を通行している人たちにも自然らしくて良いとの評判を聞きます。今年10月には、魚道の整備看板ができて多くの人に知ってもらえるようになりました。市民に知ってもらえる事はとても大切だと思っています。また、遊歩道が整備されたことによって安心して川を身近に感じることができるようになったと思います。

今後とも、多自然川づくりに取り組んでいただくようお願いします。

ただ、河川整備の内容（p7）に記載されている「モノアラガイ、カワニナ、メダカ、ドジョウなどの貴重種の生息・繁殖環境には特に配慮します」については非常に違和感があります。そもそもモノアラガイは、この区間にいるような種ではない。カワニナについても、この区間にはカワニナとチリメンカワニナがいるだけで貴重種ではありません。

この区間は砂礫の移動が大きく、特に近年の増水によってドジョウが生息するようなドロっぼい河床がなくなりました。この区間は礫河床です。種名を入れるならカジカガエル、オオシマドジョウ、ギギ、ムギツク、ヌマムツなどではないでしょうか。

②芥川の整備の際には、すでに設置されている魚道を通して遡上しているアユをはじめとする水生生物の生息環境に配慮して実施して欲しい。

淀川水系淀川右岸ブロックにおける河川整備事業の建設事業評価に対する 主な意見と回答について

2. 河川環境整備に関するもの ①

いただいたご意見に対する
事業者の回答(案)

芥川では高槻市が「かわまちづくり」計画を策定し、大阪府と高槻市が連携して魚道や河川管理用通路の整備を行い、水辺空間の創出を進めています。

引き続き、環境に配慮した整備を行うとともに、市民・大阪府・高槻市が協働して施設の活用や維持管理を行っていきます。

また、河川整備の内容（p7）に記載されている「モノアラガイ、カワニナ、メダカ、ドジョウなどの貴重種の生息・繁殖環境には特に配慮します」については、平成22年度～25年度に大阪府が実施した生物調査の結果を基に、生息が確認された絶滅危惧Ⅰ類やⅡ類等に該当する種のうち代表的なものを記載しているもので、当時確認された生物の全ては列挙しておりません。**(参考資料1参照)**

ただし、これまでの魚道の整備等による河川環境の変化により、各河川に生息する種が変化していることも考えられるため、高槻市立自然博物館や芥川で活動されているNPO団体など、専門家の方々と連携しつつ、今後も継続的に生物調査を実施し、各河川の整備時や維持管理の際には、必要に応じ、生物の生息環境に配慮した対応を行っていきます。

淀川水系淀川右岸ブロックにおける河川整備事業の建設事業評価に対する 主な意見と回答について

芥川かわまちづくり計画



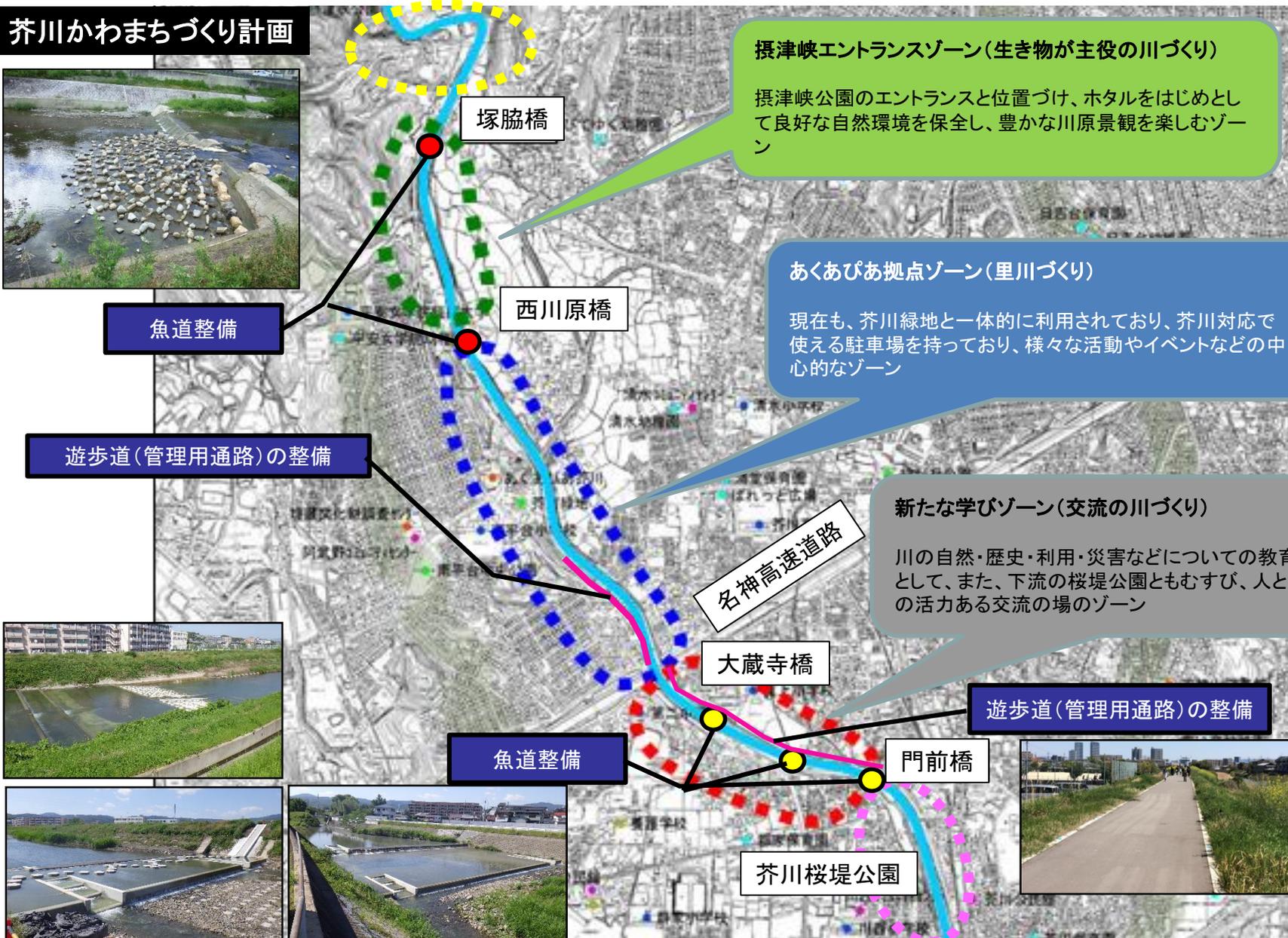
魚道整備

遊歩道(管理用通路)の整備



魚道整備

遊歩道(管理用通路)の整備



摂津峡エントランスゾーン(生き物が主役の川づくり)

摂津峡公園のエントランスと位置づけ、ホテルをはじめとして良好な自然環境を保全し、豊かな川原景観を楽しむゾーン

あくあびあ拠点ゾーン(里川づくり)

現在も、芥川緑地と一体的に利用されており、芥川対応で使える駐車場を持っており、様々な活動やイベントなどの中心的なゾーン

新たな学びゾーン(交流の川づくり)

川の自然・歴史・利用・災害などについての教育、啓発の場として、また、下流の桜堤公園ともむすび、人と自然、人と川の活力ある交流の場のゾーン

科	種名	在来種 /外来種	芥川	檜尾川	東檜尾川	水無瀬川	環境省レッドリスト (2012)	大阪府レッドリスト (2014)
コイ	コイ		●	●				
	ゲンゴロウブナ		●					
	ギンブナ		●	●	●	●		
	フナ属		●					
	カネヒラ		●	●				
	オイカワ		●	●	●	●		
	カワムツ		●	●	●	●		
	ヌマムツ		●		●			絶滅危惧Ⅱ類
	モツゴ		●					
	カワヒガイ		●					絶滅危惧Ⅰ類
	ムギツク		●					絶滅危惧Ⅱ類
	タモロコ			●				準絶滅危惧
	カマツカ		●					
	コウライニゴイ		●					
	ニゴイ属		●					
コウライモロコ		●						
アブラハヤ					●		情報不足	
タカハヤ		●	●	●				
ドジョウ	ドジョウ		●	●				絶滅危惧Ⅱ類
	シマドジョウ		●					準絶滅危惧
ナマズ	ナマズ		●				準絶滅危惧	
アユ	アユ		●				準絶滅危惧	
サケ	ニジマス	外来種	●					
カダヤシ	カダヤシ	外来種	●			●		
メダカ	メダカ		●	●			絶滅危惧Ⅱ類	
タウナギ	タウナギ	外来種	●					
サンフィッシュ	ブルーギル	外来種	●					
	オオクチバス	外来種	●	●				
ボラ	ボラ		●					
ドンコ	ドンコ		●	●	●	●		
ハゼ	カワヨシノボリ		●	●	●	●		
	トウヨシノボリ		●				情報不足	
	オオヨシノボリ		●				情報不足	
	シマヨシノボリ			●			情報不足	
	ヨシノボリ属		●					
ヌマチチブ		●						
タイワンドジョウ	カムルチー	外来種	●					

目名	科名	種名	平成22年度			平成25年度					在来種/ 外来種	環境省 RL (2012)	大阪府 RL (2014)		
			正恩寺橋下流	JR橋梁下流	淀川合流部	芥川	女瀬川	檜尾川	東檜尾川	水無瀬川				JR下	
						鷺打橋	西ノ川原橋	原大橋	名神道下	中堤橋	檜尾川合流	賦谷川合流			
三岐腸	サンカクアタマウス	ナミウス					○	○				○			
		アメリカナミウス		○	○	○			○				外来種		
		サカマキガイ科							○						
盤足	カワナ	カワナ				○								NT	絶Ⅱ類
		カワナ	○									○			
		チリメンカワナ	○		○										
		カワナ属				○	○				○				
	カワサシユウガイ	ウスイロオカサシユウガイ				○			○						
基眼	キアラガイ	キアラガイ	○											準絶	絶Ⅰ類
	サカマキガイ	サカマキガイ	○	○					○	○	○		外来種		
	ヒラマキガイ	ヒラマキガイ科					○								

淀川水系淀川右岸ブロックにおける河川整備事業の建設事業評価に対する 主な意見と回答について

3. 河川の維持管理に関するもの ①

いただいたご意見

檜尾川で河川が覆われるほどの草が生えているので、定期的に除草をお願いしたい。

いただいたご意見に対する
事業者の回答(案)

大阪府管理河川の堤防の草刈りについては、治水上の観点から堤防の状態を把握するため、年1回実施しています。これに加え、草の著しい繁茂により、隣接家屋への影響や害虫の発生など、府民の生活環境に著しく支障となるような箇所においては、現地の状況を確認のうえ、対応を行っていますので、ご理解よろしく願いいたします。

また、河道内の草については、洪水時には、水の勢いで草が倒れ、水の流れを阻害する恐れがないと考えています。引き続き河川の状況把握に努め、適切に維持管理を行ってまいります。

檜尾川の除草状況写真

除草前



除草後



除草前



除草後



淀川水系淀川右岸ブロックにおける河川整備事業の建設事業評価に対する 主な意見と回答について

3. 河川の維持管理に関するもの

いただいた
ご意見

あくあぴあより上流の芥川の土砂撤去をお願いしたい。

いただいた
ご意見に対する
事業者の回答
(案)

河川に堆積する土砂の対策については、5年ごとに定期的な河川断面などの測量や調査を行うとともに、毎年、河川施設点検等により現地調査を行い、河川ごとに川底の堆積や低下などの傾向を確認のうえ、川沿いの市街化の状況や氾濫時の影響などを踏まえ、計画的に対策を実施しています。

この考え方にに基づき、芥川においては、現在、城西橋から門前橋にて堆積土砂の撤去を進めています。

また、豪雨後においては、緊急パトロールなどにより、管理河川の状況把握を行い、局所的に土砂が堆積し、流水に著しい支障があると判断される箇所については、緊急的に撤去するなど対策を講じています。

ご指摘のあくあぴあより上流部については、洗堀箇所^{※1}と堆積箇所^{※2}が混在しており、平成28年度に実施した調査においては、川の水を流す断面に対し、土砂堆積は余りしておらず、現状でもほぼ変化は無いため、現時点で土砂撤去の予定はありませんが、引き続き河川の状況把握に努め、適切に維持管理を行っていきます。

※1 洗堀箇所とは、水の流れの影響により河床の土砂が洗い流され、川底が掘れている箇所のこと。

※2 堆積箇所とは、上流より流れてきた土砂等が、川底にとどまり集積されている箇所のこと。

